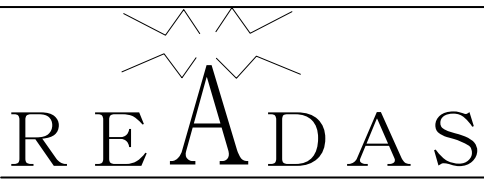


第 5212 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 4月22日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 教育資金の一括贈与と結婚・子育て資金の一括贈与

**Q**：結婚や子育て資金の一括贈与の特例ができたようですが、教育資金の一括贈与と要件で違うところがありますか？

**A**：用途以外に若干の違いがあります。

### 【解説】

①教育資金の一括贈与と②結婚・子育て資金の一括贈与では、用途以外に、次のような違いがあります。

### 【受贈者】

- ①30歳未満の子、孫
- ②20歳以上50歳未満の子、孫

### 【非課税限度額】

- ①受贈者1人につき1,500万円、ただし、学校等以外の支払は500万円
- ②受贈者1人につき1,000万円、ただし結婚・子育て関係の支出は300万円

### 【拠出期限】

- ①平成25年4月1日から平成31年3月31日
- ②平成27年4月1日から平成31年3月31日

### 【契約終了事由】

- ①受贈者が30歳に達した場合
- ②受贈者が50歳に達した場合

### 【契約期間中に贈与者が死亡した場合】

- ①相続税の対象にならない
- ②相続税の対象になり、孫への2割加算の対象にはならない。

### 【契約終了時の残額の取扱い】

- ①②とも残額は贈与税課税の対象となり、受贈者が死亡した場合は贈与税は非課税となる。

